

野外業務における安全対策の指針

平成23年（2011年）4月13日
農林技術センター演習林部門

はじめに

本指針の対象範囲は野外における業務（構内整備は除く）に限定する。ここでいう業務には森林管理のほか、演習林教職員および演習林教員が指導する学生・院生等が演習林の施設や物品等を利用して行う調査研究や実習を含むものとする。また、業務場所としては演習林内に限らず、周辺地域で行う野外調査等も含み、筑波地区においても農林技術センター管理地（筑波実験林第2・3圃場を含む）以外で行う業務に適用する。ただし、車両での移動中は対象外とする。

野外業務には通常の室内業務とは異なる一定の危険が伴うことを自覚し、事前に危険の程度や種類、危険箇所について複数のスタッフで確認した上で必要な対応を取らなければならない。

1. 野外業務の申請

- (1) 野外業務を計画するときには「a. 当該教職員（または指導下にある学生、以下同様）の業務として適切かどうか」と、「b. 演習林ないしは当該教職員の年間計画・月間計画に沿った内容か」を業務に直接携わらない者が同席した場で十分議論する。
- (2) 前日までに必ず事前打ち合わせを行い、上記の点を再確認するとともに、行き先やメンバーのほか、次の事項を必ず検討する。
 - c. 危険の程度とそれに見合う安全策（携行品を含む）が準備されているか
 - d. 時間的・労力的に無理はないか（原則として日没までには車両に戻る）
 - e. 連絡受信者（個人を指定する）
- (3) 以上の点を具体的に確認できる「野外業務予定表」を各演習林事務所に提出する。様式は各演習林で作成して用意し、ホームページからもダウンロードできるようにする。

2. 出発前の打ち合わせ

- (1) 当日の出発前または前日までに同行者全員および事務所で待機する者と打ち合わせをする。
- (2) 最新の気象情報を確認した上で「野外業務予定表」の内容を再確認し、変更があれば書き加えた上で待機者に提出する。待機者は帰着連絡があるまで予定表を目に付きやすい場所に掲示しておく。
- (3) 特に帰着予定時刻と連絡手段、連絡受信者について厳重に確認する。なお、どうしても帰着予定時刻に連絡受信者が事務所に待機できない場合には、別途連絡の受け手と手段をあらかじめ「野外業務予定表」に明記して帰着を知らせる。

3. 通信手段の確保

- (1) 井川演習林（周辺地域を含む）においては業務無線しか連絡手段がないので、事務所に無線を受信できる者が待機できる場合のみ野外業務に出かける。野外業務に出かけるグループは十分に充電された業務無線機を必ず1台以上携行する。
- (2) 八ヶ岳演習林（周辺地域を含む）と筑波実験林（周辺地域を含む）では携帯電話を利用する。

2箇所以上に分かれて全員が

出かける場合には携帯電話による相互連絡で可とする。

- (3) 複数人で山に入ったあとに現地で分かれて作業する場合には相互連絡のために特定小電力トランシーバーまたは非常用ホイッスル（呼笛）を携行する。人数（作業班）分の台数を用意できる場合は業務用無線機を利用してもよい。
- (4) いずれの演習林においても車両に戻った時点で連絡受信者に帰着連絡を入れる。
- (5) 各演習林において緊急連絡網を明確にして電話機の近くなどに掲示しておく。

4. 緊急時の対応

- (1) 事故の現場では応急手当や救命措置が可能であれば行うが、二次遭難の回避を最優先する。すみやかに業務無線機または携帯電話で救助を求める。そのさい、林道などから外れた地点の場合にはポータブルGPSで正確な位置を確認して座標値を知らせる。
- (2) 事務所（連絡受信者）は事故の内容に応じて緊急連絡網を参照して消防、警察、演習林総括者、農林技術センター事務室等へ連絡をとるとともに、ただちに現場の地図を用意して関係者に渡せるようにしておく。
- (3) 帰着予定時刻を過ぎ、さらに「野外業務予定表」で確認した初動開始時刻を過ぎても連絡受信者に連絡がない場合、演習林総括者または農林技術センター事務室の判断を仰いだ上で(2)と同様に緊急連絡網を参照して関係者に連絡するとともに搜索を開始する。
- (4) 搜索や救助に行く場合には二次災害の防止を最優先して警察や消防の指示に従うとともに事務所に必ず連絡要員を確保する。

5. 安全装備

- (1) 必要な装備は各演習林ごとに定め、携行を義務づける物品については、学生分も含めて原則として演習林予算で常備しておく（携帯電話やレインウェア、食料を除く）。
- (2) 現地演習林共通の装備例：紙付地下足袋／靴，ヘルメット（保護帽），革手袋（または軍手），レインウェア（上下），無線機（または携帯電話），ライト（防水），ポータブルGPS，地図（地形図・林班図），コンパス，予備電池（GPSとライト用），救急用具（包帯・三角巾・傷薬など）。
- (3) 時期や場所、人数によって必要な装備例：ロープ，防水マッチまたはライター，レスキューシート類，クマ鈴，クマ撃退スプレー，非常用食料，ラジオ，救命胴衣，救護用ロープ，ポイズンリムーバー。

6. 学生実習と学生の調査研究

- (1) 実習の場合、危険箇所は回避するか事前に安全策を施す（転落防止ロープを張るなど）とともに、ヘルメットの装着と野外調査にふさわしい靴や服装を徹底する。安全講習の時間を確保し、演習林教職員が事故事例も交えてリスクを十分に説明する（筑波地区で行われるオリエンテーション時でも可）。
- (2) 卒研究生や大学院生等の調査研究においては教職員に準じた計画、打ち合わせ、装備、連絡を徹底し、「野外業務予定表」の提出を義務づける。

7. 演習林の安全管理体制

- (1) 演習林部門独自に教員と技術職員各1名からなる安全管理担当者を置く。
- (2) 安全管理担当者は各演習林の安全管理状況について点検するとともに、安全管理マニュアル（本指針を含む）や事故記録の整備、安全対策のための訓練・研修の企画を担当する。
- (3) 平成23年度安全管理担当者は清野達之（講師）と佐藤美穂（技術専門職員）が務める。
- (4) 年に1回を目処に演習林教職員全員（または各演習林）で安全対策の訓練や研修を行う。